

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和六十三年六月奈良県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「第三十三条第六項」を「第三十三条第五項」に改める。

第四条の見出しを「（措置入院等決定通知）」に改め、同条中「第二十九条第一項」の下に「又は第二十九条の二第一項」を加え、「措置入院決定通知書」を「措置入院及び緊急措置入院決定通知書」に改める。

第六号様式の二中「第4項又は同条第3項及び第4項」を「第3項又は同条第2項及び第3項」に改める。

第十一号様式中「第3項」を「第2項」に改める。

第十三号様式中「住所
氏名 様」を「氏名 様」及び「措置入院決定通知書

」及び「措置入院 決定通知書」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第

29条第1項の規定により、次のとおり
精神保健及び精神障害者福祉に
します。
」

第29条第1項
の規定により、次のとおり
第29条の2第1項
に改める。

したので通知します。
」

第十四号様式中
「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の4第1項の
入院措置を解除したので通知します。

」
第29条

規定により、下記のとおり
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条
」
第38条

入院措置を解除したので通知します。

の4第1項

の3第4項の規定により、下記のとおり
に改める。

の5第5項

」

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。